

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

(消費生活課)

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (県央振興) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (利根振興) 二
- " " (北部振興) 三
- " " (北部振興本庄事務所) 三
- " " (NPO活動推進課) 三
- " " () 三
- 狭山市営土地改良事業笹井地区(基盤整備促進事業)計画変更同意協議の適否決定及び土地改良事業変更計画書の写しの縦覧 (川越農林) 四
- 肥料の登録に関する告示 (農総研水田農業研究所) 四

○肥料の登録の有効期間の更新に関する告示

(農総研水田農業研究所)

- " " () 四
- " " () 五
- " " () 六
- 肥料の登録の失効に関する告示 () 六
- " " () 七
- 都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課) 七
- 秩父都市計画墓園の変更 (公園課) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 八
- 公共施設に関する工事の完了公告 () 八
- 開発行為に関する工事の完了公告 () 八
- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示 () 八

(農総研水田農業研究所)

○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

() 八

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (北本県土) 九

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 一〇

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 一〇

○開発行為に関する工事の完了公告 () 一一

(行田県土) 一一

○県道上尾久喜線の区域の変更 (杉戸県土) 一一

○県道上尾久喜線の供用の開始 () 一二

○開発行為に関する工事の完了公告 () 一二

○循環器・呼吸器病センター全身用コンピュータ断層装置(X線CT装置)一式の購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課) 一三

規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第一号

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

特定商取引に関する法律に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則(平成元年埼玉県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

「第六十六条第五項」を「第六十六条第七項」に改める。

別記様式(裏)中「報告をさせ、又はその職員に、販売業者等」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等」に、「関連商品」を「政令で定めるところにより関連商品」に、「報告をさせ、又はその職員に、密接関係者」を「報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者」に、「5 第1項、第2項又は前項」を「7 第1項若しくは第2項(これらの規

定) 5 第1項、第2項又は前項」に改める。

定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第5項」及び「6 第1項、第2項又は第4項」や「8 第1項若しくは第2項(これらの規定を第6項において読み替えて準用する場合を含む。)

「(8) 第6条第1項の旨に於て、又はこれら」 「(10) 第6条の旨に於て、又はこれら」 「(11) 第6条の旨に於て、又はこれら」 「(12) 第6条の旨に於て、又はこれら」

条第1項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則 この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

告示

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年一月九日 埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日 平成二十年十二月二十六日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンジョイ・パートナーほっと

代表者の氏名 下里 晴朗

主たる事務所の所在地 埼玉県北本市高尾六丁目一三七番地

定款に記載された目的 この法人は、障害のある方、高齢者に対し、生活に関わる介護、支援サービス提供を行い、その方たちが自立し、自分なりに楽しく豊かに暮らせ、

ほっと安心のできる社会を目指し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年一月九日 埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日 平成二十年十二月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育てステーションたんぽぽ

代表者の氏名 内海 弘美

主たる事務所の所在地 埼玉県久喜市中央三丁目一番七号

定款に記載された目的 この法人は、久喜市及びその周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交換を支援し、地域社会における市民活動・行政・企業・学校等が

連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月九日
埼玉県知事 上田清司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たけのこ
- 三 代表者の氏名
山崎 繁
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市上野台百二十九番地三

五 定款に記載された目的
この法人は、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによつて、児童の心身の健やかな発達を援助することを目的とする。

埼玉県告示第三十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月九日
埼玉県知事 上田清司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チームF
- 三 代表者の氏名

福島 俊男
四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市銀座三丁目一番二十七号

五 定款に記載された目的
この法人は、本庄市が進めている、行政と市民・諸団体が力をあわせて取り組む「協働のまちづくり」に共感し、行政との協同・分担、諸団体との連携によるまちづくりに関する事業を行うことにより、「人とひととの絆」を大切にしたい「安全で安心、元気なまちづくり」の実現に寄与すること、合わせて、市民の社会参加への機会を提供することを目的とする。

埼玉県告示第三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月九日
埼玉県知事 上田清司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大人の学校
- 三 代表者の氏名
山野井 美代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区別所五丁目一番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす人々に対して、食・研修・市民力・生活文化・美と健康をテーマとする講座を開催し、受講する人々が、講座を通して問題への解決の糸口を探りながら、時代を超えて真実を学び深め、同時に、必要とされる情報を発信できるように、豊かで生き活きとした事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

平成二十一年一月九日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フレンズネット
ワーク
三 代表者の氏名
霜田 紀子
四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区別所三丁目一
六番一―号埼玉ビル二階A号室
五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行い、もって精神障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮ら

すことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項でさらに準用する同法第八条第一項の規定により、狭山市長からの市営土地改良事業笹井地区(基盤整備促進事業)計画変更の同意協議を平成二十年十二月二十六日適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条

第九項でさらに準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月九日
埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間
平成二十一年一月十三日から平成二十一年二月九日まで

二 縦覧場所
狭山市役所

埼玉県告示第三十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十年十一月十八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告す

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六七五号	魚かす粉末	魚荒骨5	窒素全量 りん酸全量 一七・〇	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住一丁目12番15号
埼玉県第 六七六号	魚かす粉末	魚荒骨8	窒素全量 りん酸全量 一〇・〇	関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住一丁目12番15号

埼玉県告示第三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年十月三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項

の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六〇一号	肥料の種類 乾燥菌体肥料	肥料の名称 乾燥菌体肥料42号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	登録の有効期限 平成二十三年十月十七日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 六二五号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料76号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成二十三年十月二十七日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

埼玉県告示第三十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年十月十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六五〇号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 10-5フィッシュミール	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 五・〇	登録の有効期限 平成二十六年十月二十二日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号
埼玉県第 六六三号	配合肥料	1-20ゆうきくん	窒素全量 一・〇 りん酸全量 二〇・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	平成二十三年十一月九日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号

埼玉県第 四四三号	魚かす粉末	7. 0 魚かす粉末	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	平成二十六年十一月十一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号
埼玉県第 四四四号	混合有機質肥料	6. 0 魚かす混合肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	平成二十三年十一月十一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号
埼玉県第 四四五号	混合有機質肥料	5. 0 魚かす混合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	平成二十三年十一月十一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号

埼玉県告示第三十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十一年八月八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五〇六号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 混合有機質肥料5. 5. 2号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	登録期限 平成二十三年十二月十二日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿753番地の1
----------------------	------------------	--------------------------	---	----------------------	--

埼玉県告示第三十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年十二月十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六二七号	肥料の種類 蒸製骨粉	肥料の名称 21.0蒸製骨粉	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 その他の制限事項は公 定規格のとおり	登録期 限 平成二十七年一月七日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 株式会社イシダ 東京都墨田区東墨田2丁目19番1号
埼玉県第 六二八号	蒸製骨粉	21.0蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 その他の制限事項は公 定規格のとおり	平成二十七年一月七日	ミヤコ製肥株式会社 東京都墨田区東墨田2丁目19番1号

埼玉県告示第三十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六七四号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 魚骨9	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 九・〇 りん酸全量 九・〇	生産業者の氏名 又は名称及び住所 関東肥料工業株式会社 東京都江東区福住一丁目12番15号
埼玉県第 三三五号	生石灰	生石灰	アルカリ分 八〇・〇	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小舟町3番2号

埼玉県告示第四十号

平成二十年十二月二日付け埼玉県告示第千六百二十号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかつたので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

番号 一	都市計画 区域名 和光	市町村名 和光市	都市計画の 種類及び名称 「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「用途地域」	期日及び時間 平成二十一年一 月十五日午後二 時から	場所 和光市役所五階五〇 三会議室
---------	-------------------	-------------	--	-------------------------------------	-------------------------

埼玉県告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画墓園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画を定める土地の区域

秩父市大宮字上ノ台、大宮字東平、大宮字峯沢、大宮字中峯沢、大宮字市

道、大宮字上後矢追、大野原字峯沢及び横瀬町大字横瀬字十五番地内

二 都市計画に係る墓園の名称

一 号 秩父聖地公園

で、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十二月十六日

指令杉整第二〇〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十五日第七十三号

三

開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字上在来

九一五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区台場二丁目三番二号

昭和シェル石油株式会社

代表取締役社長 新井 純

で、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十一月十日

指令飯整第二〇〇〇二四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月五日第七十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字西和田字川内三四

九番一外四六筆

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路

入間郡越生町大字西和田字川内三四

九番四外一八筆

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市高関町三八〇番地

株式会社 カインズ

代表取締役 土屋 裕雅

埼玉県告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十七日

指令杉整第一九〇〇六六二号

二 検査済証番号

平成二十一年一月五日第七十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目四六番

一、四八番一、五二番一、五二番六、五二番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区広尾一―七―二〇

株式会社 サジエスト

代表取締役社長 宮内 宗頼

埼玉県告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

埼玉県告示第四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したの

埼玉県農林総合研究センター所長告示第一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十一年一月九日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

平成20年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			検査項目	検査結果	
魚かす粉末	三幾飼料工業株式会社	8.0雑魚荒かす粉末	主成分—TN、TP		
魚節煮かす	千成産業株式会社	9.0千成魚節煮かす	主成分—TN		
乾燥菌体肥料	千成産業株式会社	6.2千成乾燥菌体肥料	主成分—TN、TP 有害成分—カドミウム		
混合有機質肥料	千成産業株式会社	千成混合有機質肥料	主成分—TN、TP 有害成分—ひ素、カドミウム		

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
平成20年11月分

平成二十一年一月九日

特殊肥料の 指 定 名	生産(輸入又は販売) 届 出 業 者	届 出 名	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	有限会社関東肉牛肥育	関東肉牛堆肥	1.61	2.80	2.28	24	113	3.21	15.4	27.67	
	千成産業株式会社	千成リサイクル堆肥	2.94	2.05	1.49	38	157	2.86	8.5	29.12	
	株式会社富士商事	よみガエル	1.46	1.42	0.07	7	30	1.84	20.4	51.18	

仲田 稔	豚ふんパワー	3.63	7.34	0.81	528	966	6.55	6.9	21.02
三幾飼料工業株式会社	ソルノースA	5.77	1.16	1.39	2	5	0.06	3.0	52.46

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十一年一月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成二十年十二月二十五日	北足立郡伊奈町大字小室字本五千六百五十四一五	四・〇〇	三二・九一	蓮田市本町五番十六号 信栄ホーム株式会社 代表取締役 櫻井道正

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年三月二十一日

指令飯整第一九〇〇四九〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十五日

飯整第二〇〇〇三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字前久保字東本五

二二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

ふじみ野市上野台三丁目6番121

棟402号

栗原 良昭

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年六月十三日

指令飯整第二〇〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二〇年十二月二十六日

飯整第二〇〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字塚場七五

〇番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井一八六六番

地二三

森 一人

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行つた。

平成二十一年一月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫正

指定番号	指 定 年 月 日	指 定 し た 道 路 の 位 置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成二十年十二月二十四日	大里郡寄居町大字牟礼字福泉坊千四百六十八番一、千四百六十八番六	六・〇〇	三十八・四七	大里郡寄居町大字富田四十一番地二 株式会社拓新 代表取締役 新井 弘

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県行田県土整備事務所長

南 沢 郁一郎

- 一 許可番号
平成二十年十二月二十六日
指令行整第二〇〇〇一九一号
- 二 検査済証番号

- 平成二十年十二月二十六日第三十号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大利根町大字中渡字中内一
一―三、一―二―一、一―二―三、一―二―五、一―二―六、一―二―七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字中渡一

二番地三
根岸 正明

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新A	久喜市大字下早見字内谷一八三五番一地先から同市大字下早見字内谷一八二九番地先まで		一九・六一	一一三三・六二	平成二十年七月四日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十九号で設置した、圏央道建設工事に伴う迂回路の撤去
旧A			二〇・八四		
旧B			九・五〇	一一四・〇〇	
			一四・九二		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
上尾久喜線	久喜市大字下早見字内谷一八三五番一地先から同市大字下早見字内谷一八二九番地先まで	平成二十一年一月九日 午前十時	迂回路撤去に伴う道路の一部拡幅 延長一三三・六二メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

指令杉整第二〇〇〇九〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十五日

杉整第一四〇〇一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字鹿沼一二

二四―一、一二二七―二、一二二九―

三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市長蔵二―二―八 サニーレジ

デンスⅡ 一〇二号

中村 秀貴

埼玉県病院事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年一月九日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量
循環器・呼吸器病センター 全身用
コンピュータ断層装置(X線CT装置) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター
事務局 業務部 埼玉県熊谷市板井
1696番地
- 3 契約者を決定した日
平成20年12月16日
- 4 契約者の氏名及び住所
フクダ電子西関東販売株式会社
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目
5番10号
- 5 契約金額
162,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告又は公示を行った日
平成20年10月31日

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―〇四八―八六二―二九〇(代表)
					埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm		